禁煙外来受診助成事業実施要項

1　目的

組合員の健康の保持・増進のため、禁煙治療を促進するとともに、受動喫煙機会の減少を目指す。

2　内容

組合員が希望する医療機関において、禁煙外来を受診し、全ての禁煙治療を終了した場合に１人１回限り助成する。

3　対象者

組合員のうち希望する者

4　実施期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日～令和 2 年（2020 年）3 月 31 日

禁煙開始日が平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の場合に対象とする。

5　実施医療機関

組合員が希望する医療機関

6　受診方法

希望する医療機関へ組合員本人が直接申込みを行い、受診するものとする。

受診料は、組合員本人が医療機関に対し支払うものとし、領収書を受領し禁煙治療終了日まで保管するものとする。（請求時に添付を要するため）

7　助成金の請求方法

禁煙治療を終了した組合員は、別紙様式「禁煙外来受診助成金請求書」に必要事項を記入し、全治療期間の領収書（原本）を添付し、当共済組合宛て請求するものとする。

8　助成額

5,000 円を上限とする。

9　助成金の請求期限

治療が終了した日の属する年度の末日までとする。